

# 学校において予防すべき感染症・出席停止期間

第一種… 治癒するまで

エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎(ポリオ)  
ジフテリア ペスト  
重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る)  
中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)  
特定鳥インフルエンザ

第二種… 次の期間。ただし病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるときはこの限りではない。

(結核及び髄膜炎菌性髄膜炎を除く)

- インフルエンザ …… 発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで(発症・解熱した日を0日として数える)
- 百日咳 …… 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
- 麻疹(はしか) …… 解熱した後3日を経過するまで
- 流行性耳下腺炎 …… 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
- 風しん …… 発疹が消失するまで
- 水痘(水ぼうそう) …… すべての発疹が痂皮化するまで
- 咽頭結膜熱 …… 主要症状が消退した後2日を経過するまで
- 結核及び髄膜炎菌性髄膜炎 …… 症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
- 新型コロナウイルス感染症 …… 発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(発症日を0日とする)

第三種… 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎(はやり目) 急性出血性結膜炎  
その他の感染症

①条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる例

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(リンゴ病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎

②通常出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)